

## 合理化システムの技術基準

### 1 趣旨

この基準は木造住宅合理化システム認定規程（HW-合理化001-2011）（以下「規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、認定システムの要件に関する技術基準を定めるものである。

### 2 認定の技術基準

#### 2.1 基準性能タイプ

表1の（い）欄及び（ろ）欄の項目に応じ（は）欄の技術基準を満たしていること。

表1 基準性能タイプの技術基準

区分（い）	項目（ろ）	技術基準（は）
（1）合理化	①生産体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期など生産体制において、合理化された提案があること。
	②供給体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期など供給体制において、合理化された提案があること。
（2）性能	①建築基準法施行令	建築基準法施行令第3章の構造強度に関する規定のうち、下記の規定に適合していること。  第37条、第38条2項～4項、第41条～43条、第45条、第46条第3項、第47条、第49条
	②住宅金融支援機構証券化支援住宅技術基準	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準細則の第2（証券化支援住宅基準）の1（新築住宅の基準）のうち、以下の基準に適合していること。  ・土台の防腐・防蟻措置 ・水切り ・基礎の高さ ・小屋裏換気 ・床下換気・防湿 ・外壁の軸組等の防腐・防蟻措置 ・浴室及び脱衣室の防水措置
（3）選択制	①規模	規模に選択性を有すること。
	②平面・立面	平面及び立面に選択性を有すること。

(4) 維持管理等	①維持管理補修サービス	35年以上の保守項目、点検周期及び点検手法が整備されていること。
		35年以上の修繕項目、修繕周期及び修繕方法が整備されていること。
	②保全計画書	経過年数(35年以上)ごとに部位、材料及び保全方法を整理し、何年目に何を実施するかを建築主に渡す体裁として整備されていること。

## 2.2 次世代耐用性能タイプ

### 2.2.1 技術基準

表2の(い)欄及び(ろ)欄の項目に応じ、(は)欄の技術基準を満たしていること。

表2 次世代耐用性能タイプの技術基準

区分(い)	項目(ろ)	技術基準(は)
(1) 合理化	①生産体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期等の生産体制において合理化された提案があること。
	②供給体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期等の供給体制において合理化された提案があること。
(2) 性能	①建築基準法施行令	建築基準法施行令第3章の構造強度に関する規定のうち、下記の規定に適合していること。  第37条、第38条2項～4項、第41条～43条、第45条、第46条第3項、第47条、第49条
	②住宅金融支援機構証券化支援住宅技術基準	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準細則の第2(証券化支援住宅基準)の1(新築住宅の基準)のうち、以下の基準に適合していること。  ・土台の防蟻・防蟻措置 ・水切り ・基礎の高さ ・小屋裏換気 ・床下換気・防湿 ・外壁の軸組等の防蟻・防蟻措置 ・浴室及び脱衣室の防水措置
	③次世代耐用性能基準	2.2.2 次世代耐用性能基準に適合していること。

(3) 選択制	①規模	規模に選択性を有すること。
	②平面・立面	平面及び立面に選択性を有すること。
(4) 維持管理等	①維持管理補修サービス	35年以上の保守項目、点検周期及び点検手法が整備されていること。
		35年以上の修繕項目、修繕周期及び修繕方法が整備されていること。
	②保全計画書	経過年数(35年以上)ごとに部位、材料及び保全方法を整理し、何年目に何を実施するかを建築主に渡す体裁として整備されていること。

## 2.2.2 次世代耐用性能基準

### (1) 外壁の軸組等

外壁の軸組その他これらに類する部分(木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。)のうち地面からの高さ1m以内の部分が、外壁通気層を設けた構造又は軒の出が90cm以上の真壁構造であり、かつ、次の措置を行うこと。

部位		措置
外壁の軸組等	柱	(財)日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証マーク表示品(AQマーク)で性能区分2種(JASに規定する性能区分K3相当)以上の次の①～⑤のいずれか、又はこれと同等以上の認定品とする。 ①高耐久性機械プレカット部材 ②高耐久性機械プレカット部材-2 ③防腐・防蟻処理構造用集成材 ④防腐・防蟻処理構造用集成材-2 ⑤防腐・防蟻処理構造用単板積層材
	柱以外の軸材・下地材(間柱・筋かい・胴縁等)	JASに規定する性能区分K3相当以上の防腐・防蟻処理
	構造用合板 構造用パネル パーティクルボード Pタイプ MDF Pタイプ	工場において防腐・防蟻処理

## (2) 土台

次の (i) と (ii) に適合していること。

(i) 土台の防腐・防蟻処理は、(1) 外壁の軸組等の柱に適合していること。

(ii) 土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

## (3) 浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（浴室又は脱衣室が2階以上の階にある場合は下地材を含む。）並びに浴室の天井が次のいずれか又は(1)に適合していること。

(i) 防水上有効な仕上げが施されていること。

(ii) 浴室にあっては、日本工業規格A4416に規定する浴室ユニットであること。

(iii) (i) 又は (ii) に掲げるものと同等であるとして、特別評価方法認定を取得した仕様であること。

## (4) 地盤

基礎の内周部及びつか石の周囲の地盤は、次の (i) から (iii) のいずれか（基礎断熱工法を用いる場合にあっては (i) ）に適合する有効な防蟻措置が講じられていること。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内の住宅は、この限りでない。

(i) 地盤を鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎と鉄筋により一体となつて基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったものであること。

(ii) 有効な土壌処理が施してあること。

(iii) (i) 又は (ii) に掲げるものと同等であるとして、特別評価方法認定を取得した仕様であること。

## (5) 基礎

地面から基礎上端までの高さが400mm以上であること。

## (6) 床下

床下が次の基準に適合していること。

(i) 厚さが60mm以上のコンクリート、厚さ0.1mm以上の防湿フィルム又はその他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われていること。

(ii) 外壁の床下部分に設ける換気口は次のいずれかに適合していること。ただし、基礎断熱工法を用いた場合で、床下が厚さ100mm以上のコンクリート又は厚さ0.1mm以上の防湿フィルム（重ね幅を300mm以上とし、厚さ50mm以上のコンクリート又は乾燥した砂で押さえたものに限る。）その他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われ、かつ、基礎に用いる断熱材の抵抗が下表の地域区分に応じ、それぞれに掲げる数値以上であるときは、この限りでない。

(イ) 外壁の長さ4m以下ごとに有効断面積300cm<sup>2</sup>以上の換気口が設けられていること。

- (ロ) 外壁の全周にわたって壁の長さ1 m当たり有効面積75 cm<sup>2</sup>以上の換気口が設けられていること。
- (ハ) (イ) 又は (ロ) に掲げるものと同等であるとして、特別評価方法認定を取得した仕様であること。

(い)	(ろ)
地域区分	断熱材の熱抵抗の基準値(m <sup>2</sup> ・K / W)
I	1.2
II、III、IV、V	0.6
VI	—

#### (7) 小屋裏

小屋裏（屋根断熱工法により、室内ど同等の温熱環境にあると認められる小屋裏を除く。）を有する場合は、次の (i) から (iv) のいずれかの換気方式であること。

- (i) 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が1 / 300以上であること。
- (ii) 軒裏に換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が1 / 250以上であること。
- (iii) 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに排気口が給気口と垂直距離で90 cm以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれの1 / 900以上であること。
- (iv) 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が1 / 900以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が1 / 1600以上であること。

#### (8) 構造材等

建築基準法施行令第37条、第41条、第49条及び第80条の2の規定に適合していること。

#### (9) 専用配管（排水管、給水管、給湯管及びガス管）

次に掲げる基準に適合していること。

- (i) 専用配管が壁、柱、床、はり及び基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。
- (ii) 地中に埋設された管（以下、「地中埋設管」という。）の上にコンクリートが打設されていないこと。

ただし、当該コンクリートが建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものである部分及び多の法令（条例を除く）の規定により、凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合については、この限りでない。

- (iii) 共同住宅等にあつては、評価対象住戸の専用配管が他住戸の専用部分に設置されていること。
- (iv) 専用の排水管（継手及びヘッダーを含む。）の内面が清掃に支障を及ぼさないように平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。
- (v) 専用の排水管には、掃除口が設けられているか、又は清掃が可能な装置が講じられたトラップが設置されていること。ただし、便所の排水管で当該便所に隣接する排水又は共用立管に接続するものにあつては、この限りでない。
- (vi) 設備機器と専用配管（ガス管を除く。）の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー（以下「主要接合部等」という。）又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等に設けられていること。

#### (10) 接合金物

接合金物は(財)日本住宅・木材技術センターの木造建築物用接合金物認定マーク表示品、又はこれと同等以上の認定品とする。

#### (11) 屋根

下ぶき材は、日本工業規格A 6 0 0 5（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング9 4 0、又はこれと同等以上の性能を有するものとし、下ぶきのふき方等が次の（i）から（iii）に適合していること。

- (i) 上下（流れ方向）は1 0 0 mm以上、左右は2 0 0 mm以上重ね合わせること。
- (ii) 谷部及び棟部は、谷底及び棟頂部より両方向へそれぞれ2 5 0 mm以上重ね合わせること。
- (iii) 屋根面と壁面立ち上げ部の巻き返し長さ2 0 0 mm以上とすること。

#### (12) バルコニー

バルコニーは次の（i）から（iv）に適合していること。

- (i) 直下に屋内部分を有するバルコニーは、防水材料と下地に接着又は密着させる工法である場合を除き、下ぶきを施さなければならない。
- (ii) 下ぶき材は、日本工業規格A 6 0 0 5（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング9 4 0、又はこれと同等以上の性能を有するものとし、壁面との取り合い部分は、壁に沿って1 2 0 mm以上立ち上げなければならない。
- (iii) 手すり壁は、その上端部を巻き込むように防水紙を設け、防水テープで密着しなければならない。
- (iv) 手すり壁（上端部を含む）の防水紙は、日本工業規格A 6 0 0 5（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト4 3 0、日本工業規格A 6 1 1 1（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート、又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。

## (13) 外壁

### ①外壁の防水

外壁の防水は次の（イ）から（ハ）に適合していること。

（イ）外壁の防水紙は、日本工業規格 A 6 0 0 5（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト 4 3 0、日本工業規格 A 6 1 1 1（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート、又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。ただし、通気構法にあつては日本工業規格 A 6 1 1 1（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート、又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。

（ロ）開口部廻り（サッシ、その他の壁貫通孔等の周囲）には防水テープを用い防水紙を密着させなければならない。

（ハ）外壁開口部廻りのシーリング材は日本工業規格 A 5 7 5 8（建築用シーリング材）に適合するもので、日本工業規格の耐久性による区分の 8 0 2 0 の品質、又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。

### ②外壁の仕上げ（サイディング張り）

サイディング張りは次の（イ）から（二）に適合すること。

（イ）サイディング張りの場合は通気構法とする。通気胴縁の断面はサイディングの留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、厚さ 1 5 mm 以上、幅 4 5 mm 以上であること。ただし、サイディング材のジョイント部に該当するものは幅 9 0 mm 以上であること。

（ロ）サイディングの留め付けは、4 5 0 mm 内外の間隔にくぎ、ビス又は金具で留め付ける。くぎ又はビスで留め付ける場合は、端部より 2 0 mm 以上離して穴あけを先行し、各サイディング製造所の指定のくぎ又はビスを使用すること。

（ハ）シーリング材及びプライマーは各サイディング製造所の指定するものを使用すること。

（二）シーリング材を用いる目地には、ボンドブレイカー付きジョイナー等を使用すること。

### ③外壁の仕上げ（モルタル塗り）

モルタル塗りは次の（イ）から（ロ）に適合すること。

（イ）モルタル塗りは、下地をラス張りとする。

（ロ）塗り工程は次の各号に適合すること。

一 普通モルタルの場合は、下塗り、中塗り及び上塗りの 3 回塗りとする。

二 既調合軽量セメントモルタルの場合は、J A S S 1 5 M - 1 0 2（既調合軽量セメントモルタルの品質基準）に基づく各製造所の仕様によること。

## 2. 3 長期性能タイプ

表3の(い)欄及び(ろ)欄の項目に応じ、(は)欄の技術基準を満たしていること。

表3 長期性能タイプの技術基準

区分(い)	項目(ろ)	技術基準(は)
(1) 合理化	①生産体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期等の生産体制において合理化された提案があること。
	②供給体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期等の供給体制において合理化された提案があること。
(2) 性能	長期優良住宅の認定基準	国土交通省告示第209号「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」の「第3長期使用構造等とするための措置」のうち、下記の基準に適合していること。  1. 構造躯体等の劣化対策(2) 2. 耐震性(2)の② 4. 維持管理・更新の容易性の(2)の① 6. 省エネルギー対策の(2)
(3) 選択制	①規模	規模に選択性を有すること。
	②平面・立面	平面及び立面に選択性を有すること。
(4) 維持管理等	①維持管理補修サービス	35年以上の保守項目、点検周期及び点検手法が整備されていること。
		35年以上の修繕項目、修繕周期及び修繕方法が整備されていること。
	②保全計画書	経過年数(35年以上)ごとに部位、材料及び保全方法を整理し、何年目に何を実施するかを建築主に渡す体裁として整備されていること。

### 付則

制定 : 平成15年6月 1日 住木技15第125号  
 施行 : 平成15年6月 1日  
 一部改正 : 平成18年4月 3日 住木技18第 76号  
 一部改正 : 平成18年7月27日 住木技18第215号  
 一部改正 : 平成19年9月 1日 住木技19第284号  
 一部改正 : 平成21年3月31日 住木技21第186号  
 一部改正 : 平成23年4月 1日 住木認23第 30号